

令和5年(ワ)第408号 差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 山梨県

原告第5準備書面

令和7年 9月26日

甲府地方裁判所民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 中 野 和 子

同弁護士 大 菅 俊 志

同弁護士 葛 山 弘 輝

同弁護士 山 本 瑞 貴

はじめに

本書面においては、被告第7準備書面に対する反論を必要な範囲で述べる。

1 乙10号証について

被告は、本件誓約書と同様に、乙第10号証によってもキャリア形成プログラム契約を締結する法的義務を負わず、違約金を支払う法的義務もないと主張する。

しかし、乙第10号証に基づき、キャリア形成プログラム契約を締結する義務があり、その結果違約金支払義務を既に負っていると消費者が誤信する可能性があることは、本件誓約書の場合と同様である。

乙第10号証の表示は、請求の趣旨第3項の「その他一切の表示」に含まれるものであるから、乙第10号証の表示の破棄を求める。

2 福岡高判平成27年7月28日金商判例1477号45頁について

被告は、福岡高裁平成27年7月28日判決（金融商事・法務1477号45頁）を引用し、将来的かつ抽象的な可能性は消費者契約法12条3項にいう「おそれ」に当たらないと主張する。

しかし、同判決が「おそれ」を否定したのは、同裁判継続中に契約書の条項等を訂正されたからであり、本件のように、条項そのものを維持しているものとは事案を異にするものであって、被告の主張には理由がないことは明らかである。

3 被告の主張する損害について

- (1) 被告は、地域枠医師が「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」ことと山梨県に「損害が生じることの因果関係」があることは既に主張立証したとおりであるというが、上記の因果関係が立証されていないことは、原告において既に指摘したとおりである。

被告は、地域枠の医師についてキャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった場合に、代替医師を確保するために山梨大学から対象公的医療機関に医師派遣を行うことになることを主張するが、実際にそのような事態が発生したという事例等を含めてこのことを裏付ける証拠は一切提出されていない。

被告が主張する派遣事業費（乙4）は、「医師不足病院」とされる病院に山梨大学から医師派遣が行われる場合の支援として支出されるものであるようだが、キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった医師が出たとして、当該医師が「医師不足病院」に配属されているとは限

らないため、必ずしも医師派遣が生じるとはいえない。また、山梨県内において医師の偏在が生じており、その是正のために山梨大学からの医師の派遣やこれに対して補助金が支出されているとしても、このことはキャリア形成プログラムが策定される以前から生じていることである。医師の偏在の是正を図るための施策の一つとして地域枠の医師の派遣の活用が想定されているとしても、地域枠の医師個人がキャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなることが事業費の支出金額の増減と連動するとは考えにくく、被告が主張するような因果関係は認められない。

- (2) 被告は、新たに関係する証拠（乙 1 1）を追加したとするが、山梨県として医師の偏在を図ることを基本方針としており、そのための方策の一つとしてキャリア形成プログラムの適切な運用や対象医師を中心とした配置調整等が挙げられていることが示されているということに過ぎず、被告の主張する損害が発生する因果関係を立証するものでもなければ、そもそも被告の主張と直接関係するものではない。

4 中心条項該当性について

(1) 本件誓約書及び本件契約書は中心条項に当たらないこと

被告は、本件誓約書及び本件キャリア形成契約のいずれについても、「物品・権利・役務の価格・対価に関する条項」を定めた、いわゆる中心条項該当するとして、消費者契約法 10 条の適用を否定する主張をしている。

この点、原告第 3 準備書面の 3 頁以下において述べたとおり、違約金条項は、「市場原理による決定」がなされるものではなく、「契約の履行過程で生じるトラブルに対処するためのもの」（大阪高判平成 25 年 7 月 11 日判決）であるから、そもそも、中心条項に該当しないため、被告の主張に理由がないことは明らかである

被告は、「本件キャリア形成契約は、志願者にとって経済的に非常に有利な

制度である山梨県医師修学資金貸与制度（第二種）の適用を受けることと引換えに当該志願者が遵守すべき事項、即ち、対価的な事項について定めたものである」（被告第7準備書面の2頁）として、本件キャリア形成契約が、中心条項に該当すると主張をする。

しかしながら、以下のとおり、本件誓約書においても、本件キャリア形成契約においても、明確に「違約金」と明示しているとおり、「契約の履行過程で生じるトラブルに対処するためのもの」に対応するものであることは疑いようがない（太字、下線は原告代理人による）。

【本件誓約書】

「⑦ 大学在籍中は、継続して山梨県地域枠等医師キャリア形成卒前支援プランに参加し、医師国家試験合格後、山梨県が作成したキャリア形成プログラムに基づき地域医療に従事する旨の契約を山梨県と締結し、違反した場合は違約金を支払います。」

【本件キャリア形成契約】

「（違約金）」

第4条 キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなったと認められる場合は、乙は、その理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、違約金として8, 424, 000円を支払わなければならない。なお、違約金については、キャリア形成プログラムの適用を受けて山梨県内の特定公立病院等に就業した日数に応じて年936, 000円を減額することとする。」

(2) 中心条項についても消費者契約法が適用されうること

また、被告は、中心条項は消費者契約法10条の適用対象外とされるのが、裁判例・実務であると主張をしている（被告第7準備書面の2頁）。

この点、原告は、原告第3準備書面の3頁以下において、中心条項については、消費者契約法10条の適用が排除される旨の学説があることは認めたとうえで、中心条項について消費者契約法の適用を排除するという中心条項の法理は、明文の規定ではなく、あくまで解釈の一つであり、そもそも、裁判例としても、中心条項については、その消費者契約法第10条の適用について、判断が分かれていることを主張したものである。

なお、大阪高判平成21年8月27日判決は、中心条項が適用される前提として、以下のように、判示している。

「上記原則が適用されるためには、その前提として、契約当事者双方が対価について実質的に対等にまた自由に理解し得る状況が保障されていることが要請されるといわなければならない」

そして、本件については、上記（1）で述べたとおり、そもそも、中心条項に該当しないものであるが、仮に、中心条項に該当するとしても、上記大阪高判の趣旨からしても、消費者契約法10条の適用を排除すべき場合にあたらない。

すなわち、本件誓約書については受験生と、地方自治体の契約であり、将来について不確定な若年者が、受験という不安定な時期に選択を迫られるような状況において高額な違約金を付されて締結させられる契約が、「契約当事者双方が対価について実質的に対等にまた自由に理解し得る状況」とは到底いえないものであるうえ、本件キャリア形成契約については、このような受験生時代に締結した、本件誓約書と連続した契約として締結されている（原告第4準備書面の2頁以下）ことから、本件キャリア形成契約についても、中心条項として、消費者契約法10条の適用が排除されるべきではない。

5 消費者性について

被告は、消費者性について、被告第7準備書面の3頁において、原告第3準備

書面の３頁以下の「３ 消費者性について」に対する反論を述べているが、被告の主張は、既に、原告第３準備書面の３頁においても述べたとおり、従前の主張の繰り返しに過ぎず、特段の反論を要さない。

以上